

# 『会計理論学会年報』投稿規程

1997年10月1日制定

1999年10月2日一部改正

2002年10月5日一部改正

2020年10月18日一部改正

2022年10月1日一部改正

## (機関誌の目的)

第1条 『会計理論学会年報』(以下、年報という)は、会計理論学会(以下、学会という)の機関誌であり、会計理論学会会則第2条に定める目的に資するために刊行される。

## (投稿者の資格)

第2条 年報への投稿者は、原則として学会の会員とする。会員以外の者、及び会員と会員以外の者との共著による投稿は、編集委員会の承認の上、これを受け付けることができる。

## (投稿論文等)

第3条 投稿論文等とは、学会の目的に即したテーマで、原則として年報が刊行される前年度の大会で発表された論文、一般の投稿論文その他とする。

2 投稿論文等は、すでに刊行済み、または他誌に投稿中でないものに限る。

3 投稿論文等は、編集委員会が別途定める『会計理論学会年報』執筆要領に従って作成される。

## (投稿論文等の採否)

第4条 投稿論文等の採否は、編集委員会が決定する。このうち論文は、編集委員会が定める『会計理論学会年報』審査・査読要領に従って、査読者による査読の手続を経て採否が決定される。

2 編集委員会は、投稿論文等の改善を投稿者に要請することができる。その際の再提出の期限は、原則として3週間以内とする。

3 投稿者は、投稿論文等の採否が決定される前に当該論文等を既に刊行したり、または他誌に投稿または公刊したりしてはならない。

## (原稿の送付)

第5条 投稿論文等の受付の締め切りは、原則として年報が刊行される前年の12月末日とする。

2 投稿論文等の原稿は、そのファイルを会計理論学会年報編集委員会に、原則としてメール添付で提出する。

(掲載論文等の転載)

第6条 年報に掲載された論文等を他の出版物に転載する場合には、「会計理論学会著作権についての申合せ」(2022年8月4日理事会決定)第6に従って、出版物に過去の年報等に掲載したことを記載するものとする。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。

付 則

この改正は2002年10月5日から施行する。

付 則

この改正は2020年10月17日から施行する。

付 則

この改正は2022年10月1日から施行する。